

他の相続人（他の現所有者）	氏名	住所	続柄	相続分	
					/
	個人(法人)番号(※2)				
					/
	個人(法人)番号(※2)				
					/
	個人(法人)番号(※2)				
					/
	個人(法人)番号(※2)				
					/
	個人(法人)番号(※2)				
					/
	個人(法人)番号(※2)				
					/
	個人(法人)番号(※2)				

- ※1 所有者として登記又は登録されている納税義務者が亡くなっている場合、その土地又は家屋を所有している方(通常は相続人)が現所有者となります。
- ※2 現所有者を申告する場合のみ、個人(法人)番号を記載し、マイナンバー(個人番号)と本人確認ができる書類の提示をお願いします。
- ※3 この届出(申告)は、相続税に関するものではありません。
- ※4 法定相続人であることを確認できる戸籍謄本(除籍謄本)等の提示(写し可)をお願いします。
- ※5 法定相続以外で相続される場合は、遺言書や遺産分割協議書等の提示(写し可)をお願いします。
- ※6 被相続人(亡くなられた納税義務者)の名義で口座振替納付をされている場合は、口座振替が停止になります。
- ※7 相続人(現所有)代表者を変更する場合は、新たに届出(申告)が必要です。

【問い合わせ先】

○ 個人市民税・府民税に関すること	市民税課	072-924-3822
○ 軽自動車税に関すること	市民税課	072-924-3832
○ 固定資産税・都市計画税に関すること	資産税課	072-924-3823
○ 納税(口座振替)に関すること	納税課	072-924-8524